

○保存管理の基本方針と地区区分

名勝「川平湾及び於茂登岳」の適正な保存管理を行うために、以下のとおり基本方針を定めるとともに、特性に応じて指定地内の地区区分を行う。

なお、ここでいう「現状変更等」には、名勝の現状を変更するすべての行為を含むとともに、名勝の保存に影響を及ぼす行為を含む。

1. 基本方針

保存管理計画の基本方針は、以下のとおりである。

- (1) 川平湾と於茂登岳が、一体となって形成する独特の文化的景観及び自然生態系等の適正な保存と活用を目的とする。
- (2) 指定地内の特性を十分考慮した地区区分を行い、地区ごとに現状変更等の取り扱いに関する基準を定めることにより、適切な保存管理の徹底を図る。
- (3) 名勝の各構成要素のみならず、それらの均衡ある全体像を適切に保存管理するために、於茂登岳頂上及び、川平湾西岸の川平公園を視点とし、名勝指定地とその周辺地区における景観の保全に努めることとする。
- (4) 現在、未指定の地域であって、名勝の価値を保持するのに重要な地域については、追加指定を図ることとするが、指定に至るまでの当面の間、都市計画法や石垣市自然環境保全条例、石垣市景観形成条例等により、名勝指定地と一体となった景観の保全に努めることとする。

2. 地区区分と各地区の特性

名勝指定地区の特性を十分考慮し、名勝としての価値を保持するために、特別保護地区（A地区）、第1種保護地区（B地区）、第2種保護地区（C地区）、周辺地区（D地区）の4保護地区を定める。

※ 本計画策定時(H13.3)に「周辺地区(D地区)」に区分されていた範囲は、平成27年までに追加指定されました。したがって現時点では、D地区に区分される範囲はありません。追加指定された範囲を含め、平成31年度末までにあらたな保存管理の基本方針を策定する予定です。

各地区の内容は、以下のとおりである。

(1) 特別保護地区（A地区）

名勝の核となる地区であり、川平湾内の水面域、川平湾内に浮かぶ島嶼群、於茂登岳の山岳部において旧来の植生が維持されている地区である。

当該地区の森林は、森林法に基づく保安林の指定を受けている。

(2) 第1種保護地区（B地区）

旧来の植生からは変化しているものの、川平湾と於茂登岳をはじめとする山並みの景観保全上、重要な地区である。当該地区の大半は、森林法に基づく普通林に指定されている。

(3) 第2種保護地区（C地区）

A・B両地区が、川平湾に面する於茂登岳及び前岳の山腹であるのに対し、C地区は分水嶺を挟んだ、背面にあたる。

(4) 周辺地区（D地区） ※ 現時点では、D地区に区分される範囲はありません。

指定地の周辺に展開する地区である。当該地区には、川平湾及び於茂登岳の景観が有する、文化的価値を保全する上で、追加指定が必要な区域を含む。将来的に開発の影響を受けることが、予想される地区である。

○現状変更等の取扱基準とその運用上の留意点

「保存管理の基本方針と地区区分」で定めた、基本方針と地区区分及び地区の特性に基づき、以下のとおり地区ごとに現状変更等の取扱基準を定める。

1. 地区ごとの現状変更等の取扱基準

(1) 特別保護地区（A地区）

名勝の中核となる地区で、その保護のために最も厳しい規制を要する地区である。したがって、次に掲げる現状変更等は、原則として許可しない。

- ① 地形の変更
 - イ. 海岸における地形の変更
 - ロ. 土地の造成又は土地の開墾、その他、土地の形状の変更
- ② 樹木の伐採及び動植物の採取
- ③ 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という）の建造・改造・新築・増築・移築及びそれらの色彩の変更。ただし、公益上必要と認められる建造物については、個別に協議を行う。また、名勝の保存活用等に資する目的を有する建築物等であっても、風致景観に十分な配慮を行う。
- ④ 広告物その他これに類するもの（以下「広告物等」という）の掲出又は広告物等の建築物等への表示
- ⑤ 道路の新設又は拡幅等の改築。ただし、生活に必要欠くことのできない道路（以下「生活道路」という）については、その位置、規模、形状、意匠等について個別に協議を行う。
- ⑥ 船舶の係留等に欠くことのできない最小限の施設以外の揚場及び乗船場等の施設の設置
- ⑦ 防災以外の目的を有する護岸の整備
- ⑧ 鉱物の採掘又は土石の採取、若しくは鉱物又は土石・塵芥の投棄
- ⑨ 河川等の水位又は水量に増減を及ぼすような行為
- ⑩ その他、赤土の流出等、川平湾の水質に著しい影響を及ぼす可能性のある行為
- ⑪ 水（海）面の埋立て又は干拓
- ⑫ 火入れ又はたき火をすること
- ⑬ 屋外における物の集積又は貯蔵
- ⑭ その他、名勝としての価値の保持に支障をきたす行為

(2) 第1種保護地区（B地区）

A地区と一体的な景観を形成している地区で、原則として次に掲げる現状変更等は許可しない。

- ① 地形の変更
 - イ. 海岸における地形の変更
 - ロ. 宅地の造成又は土地の開墾、その他、土地の形状の変更
- ② 500㎡以上の森林の伐採
- ③ 建築物等の建造・改造・新築・増築・移築及びそれらの色彩の変更。ただし、公益上必要と認められる建造物については、個別に協議を行う。また、名勝の保存活用等に資する目的を有する建築物等であっても、風致景観に十分な配慮を行う。
- ④ 広告物等の掲出又は広告物等の建築物等への表示
- ⑤ 道路の新設又は拡幅等の改築。ただし、生活道路については、その位置、規模、形状、意匠等について個別に協議を行う。
- ⑥ 鉱物の採掘又は土石の採取、若しくは鉱物又は土石・塵芥の投棄
- ⑦ 河川等の水位又は水量に増減を及ぼすような行為
- ⑧ その他、赤土の流出等、川平湾の水質に著しい影響を及ぼす可能性のある行為

- ⑨ 水（海）面の埋立て又は干拓
- ⑩ 火入れ又はたき火をすること
- ⑪ 屋外における物の集積又は貯蔵
- ⑫ その他、名勝としての価値の保持に支障をきたす行為

（3）第2種保護地区（C地区）

名勝の指定地全体の保全にとって重要な地区であることから、次に掲げる現状変更等は認めない。

- ① 500㎡以上の森林の伐採
- ② 建造物等の建造・改造・新築・増築・移築等のうち、以下の各項に該当するもの
 - イ. 高さ13mを超えるもの
 - ロ. 周囲の景観や建造物等と著しく調和を損なうもの
 - ハ. 屋根・壁等の色が、周囲の景観と不調和であるもの。濃茶・濃緑・グレー系の色彩を主体とし、原色は使わないこととする。
- ③ 広告物等のうち、以下の各項に該当するもの
 - イ. デザインが、周辺の景観と調和しないもの
 - ロ. 設置の位置、表示面の大きさが、景観の展望を妨げるもの
- ④ 塵芥・汚泥・産業廃棄物等の投棄又は埋立て
- ⑤ 赤土の流出等、川平湾の水質に著しい影響を及ぼす可能性のある行為
- ⑥ その他、名勝としての価値の保持に支障をきたす行為

（4）周辺地区（D地区）

※ 現時点では、D地区に区分される範囲はありません。

○現状変更等の取扱基準の設定と運用上の留意点について（解説）

この地区区分と地区ごとの現状変更等の取扱基準は、文化財保護法に基づいて指定された名勝を適切に保存管理することを目的として、行政指導上の指針として運用されるものです。

指定地区内において現状を変更する行為や名勝の保存に影響を及ぼす行為をするときは、文化財保護法に基づき、文化庁長官の許可を受けなければなりません。

樹木の伐採及び動植物の採取についても規制がありますので、ご注意ください。

なお、名勝「川平湾及び於茂登岳」の管理団体は、石垣市となっております。不明な点は、石垣市教育委員会文化財課（電話：0980-83-7269）までお問い合わせください。